

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について、積極的な鳥獣の管理を図る観点からの題名、目的等の改正、指定管理鳥獣捕獲等事業の創設、鳥獣捕獲等事業の認定制度の導入等の措置を講じないこととし、その全部を次のように修正すること。

第一 目的の改正

この法律の目的において、鳥獣の保護を図るための事業に鳥獣の保護のための管理を行うことを含むことを明記すること。 (第一条関係)

第二 定義の追加

この法律において「希少鳥獣」とは、国際的又は全国的に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣をいうものとする。 (第二条第二項関係)

第三 鳥獣保護事業計画の実施に係る国の援助

国は、都道府県知事が、鳥獣保護事業計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助を行うものとする。 (第六条関係)

第四 特定鳥獣保護管理計画に関する改正

一 都道府県知事が定める特定鳥獣保護管理計画に係る特定鳥獣の対象として、その生息地の範囲が拡大又は縮小している鳥獣を加えること。 (第七条第一項関係)

二 国は、都道府県知事が、特定鳥獣保護管理計画を定めたときは、当該特定鳥獣保護管理計画が円滑に実施されるように、専門的な知識経験を有する人材の確保その他必要な体制の整備に対する援助、当該実施に必要な費用についての財政上の援助その他の必要な援助を行うものとする。 (第七条の二関係)

第五 環境大臣が定める希少鳥獣保護管理計画の新設

環境大臣は、希少鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるとき（特定の地域においてその数が増加している希少鳥獣がある場合にあつては、その増加が著しく、かつ、当該希少鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該特定の地域において長期的な観点から当該希少鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときとし、特定の地域においてその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣がある場合にあつては、当該希少鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該特定の地域において長期的な観点から当該希

少鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときとする。)は、当該希少鳥獣の保護管理に関する計画である希少鳥獣保護管理計画を定めることができるものとする。 (第七条の三関係)

第六 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引下げ

網猟免許及びわな猟免許を取得できない年齢を、二十歳未満から十八歳未満に引き下げること。

(第四十条関係)

第七 公務所等への照会

環境大臣及び都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができるものとする。 (第七十五条の二関係)

第八 人材の確保等

都道府県は、鳥獣保護事業が専門的な知識経験に基づき適切に実施されるようにするため、関係機関の職員に専門的な知識経験を有する人材を確保し、その資質を向上させるように努めなければならないものとする。 (第七十七条の二関係)

第九 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
ただし、第七については、公布の日から施行すること。 (附則第一条関係)
- 二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。 (附則第二条から第五条まで関係)
- 三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第六条関係)
- 四 その他所要の規定の整備を行うこと。